

# 七戸町地域防災計画

[火山災害対策編]



令和4年7月

七戸町防災会議



# 目 次

|                              |           |
|------------------------------|-----------|
| <b>《火山災害対策編》</b> .....       | <b>1</b>  |
| <b>第1章 総 則</b> .....         | <b>3</b>  |
| 第1節 計画の目的.....               | 3         |
| 第2節 計画の性格.....               | 3         |
| 第3節 計画の構成.....               | 3         |
| 第4節 各機関の実施責任.....            | 4         |
| 第5節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱..... | 4         |
| 第6節 町の概況.....                | 4         |
| 第7節 町に関係する活火山.....           | 4         |
| 第8節 火山災害の想定.....             | 8         |
| <b>第2章 防災組織</b> .....        | <b>13</b> |
| 第1節 七戸町防災会議.....             | 13        |
| 第2節 配備態勢.....                | 13        |
| 第3節 七戸町災害対策本部.....           | 13        |
| 第4節 七戸町災害対策本部に準じた組織.....     | 13        |
| 第5節 防災関係機関の災害対策組織.....       | 13        |
| 第6節 火山防災協議会.....             | 14        |
| <b>第3章 災害予防計画</b> .....      | <b>15</b> |
| 第1節 調査研究及び監視観測の推進.....       | 15        |
| 第2節 業務継続性の確保.....            | 16        |
| 第3節 防災業務施設・設備等の整備.....       | 16        |
| 第4節 青森県防災情報ネットワーク.....       | 16        |
| 第5節 火山地域における土砂災害対策事業.....    | 16        |
| 第6節 自主防災組織等の確立.....          | 16        |
| 第7節 防災教育及び防災思想の普及.....       | 17        |
| 第8節 企業防災の促進.....             | 18        |
| 第9節 防災訓練.....                | 19        |
| 第10節 避難対策.....               | 20        |
| 第11節 登山者・観光客等の安全確保対策.....    | 23        |
| 第12節 災害備蓄対策.....             | 23        |
| 第13節 要配慮者安全確保対策.....         | 23        |
| 第14節 防災ボランティア活動対策.....       | 23        |
| 第15節 文教対策.....               | 23        |
| 第16節 警備対策.....               | 23        |
| 第17節 交通施設対策.....             | 23        |
| 第18節 複合災害対策.....             | 23        |
| <b>第4章 災害応急対策計画</b> .....    | <b>24</b> |

|            |                          |           |
|------------|--------------------------|-----------|
| 第1節        | 噴火警報等の収集及び伝達             | 24        |
| 第2節        | 情報収集及び被害等報告              | 34        |
| 第3節        | 通信連絡                     | 34        |
| 第4節        | 災害広報・情報提供                | 34        |
| 第5節        | 自衛隊災害派遣要請                | 34        |
| 第6節        | 広域応援                     | 34        |
| 第7節        | 航空機運用                    | 34        |
| 第8節        | 避難                       | 35        |
| 第9節        | 消防                       | 38        |
| 第10節       | 救出                       | 38        |
| 第11節       | 食料供給                     | 38        |
| 第12節       | 給水                       | 38        |
| 第13節       | 応急住宅供給                   | 38        |
| 第14節       | 遺体の捜索、処理、埋火葬             | 38        |
| 第15節       | 障害物除去                    | 38        |
| 第16節       | 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与     | 38        |
| 第17節       | 医療、助産及び保健                | 38        |
| 第18節       | 被災動物対策                   | 38        |
| 第19節       | 輸送対策                     | 38        |
| 第20節       | 労務供給                     | 38        |
| 第21節       | 防災ボランティア受入・支援対策          | 38        |
| 第22節       | 防疫                       | 38        |
| 第23節       | 廃棄物等処理及び環境汚染防止           | 39        |
| 第24節       | 文教対策                     | 39        |
| 第25節       | 警備対策                     | 39        |
| 第26節       | 交通対策                     | 39        |
| 第27節       | 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策   | 39        |
| <b>第5章</b> | <b>災害復旧対策計画</b>          | <b>40</b> |
| 第1節        | 公共施設災害復旧                 | 40        |
| 第2節        | 民生安定のための金融対策             | 40        |
| 第3節        | 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 | 40        |
| <b>第6章</b> | <b>継続災害への対応方針</b>        | <b>41</b> |
| 第1節        | 避難及び安全確保対策               | 41        |
| 第2節        | 避難指示等の解除及び一時立入等の対応       | 42        |
| 第3節        | 被災者の生活支援対策               | 43        |

# 《火山災害対策編》



火山災害対策編は、節により地震災害対策編と重複する内容が多いため、火山災害対策編においては重複する本文記載を割愛し、地震災害対策編を参照することとした。重複する節は、以下のとおりである。

| 目次項目                    | 地震災害対策編における対応節   |
|-------------------------|------------------|
| 第1章 総 則                 |                  |
| 第1節 計画の目的               |                  |
| 第2節 計画の性格               |                  |
| 第3節 計画の構成               |                  |
| 第4節 各機関の実施責任            | 第1章—総則 第4節       |
| 第5節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱 | 第1章—総則 第5節       |
| 第6節 町の概況                | 第1章—総則 第6節       |
| 第7節 町に関係する活火山           |                  |
| 第8節 火山災害の想定             |                  |
| 第2章 防災組織                |                  |
| 第1節 七戸町防災会議             | 第2章—防災組織 第1節     |
| 第2節 配備態勢                | 第2章—防災組織 第2節     |
| 第3節 七戸町災害対策本部           | 第2章—防災組織 第3節     |
| 第4節 七戸町災害対策本部に準じた組織     | 第2章—防災組織 第4節     |
| 第5節 防災関係機関の災害対策組織       | 第2章—防災組織 第5節     |
| 第6節 火山防災協議会             |                  |
| 第3章 災害予防計画              |                  |
| 第1節 調査研究及び監視観測の推進       |                  |
| 第2節 業務継続性の確保            | 第3章—災害予防計画 第2節   |
| 第3節 防災業務施設・設備等の整備       | 第3章—災害予防計画 第3節   |
| 第4節 青森県防災情報ネットワーク       | 第3章—災害予防計画 第4節   |
| 第5節 火山地域における土砂災害対策事業    |                  |
| 第6節 自主防災組織等の確立          | 第3章—災害予防計画 第5節   |
| 第7節 防災教育及び防災思想の普及       |                  |
| 第8節 企業防災の促進             | 第3章—災害予防計画 第7節   |
| 第9節 防災訓練                |                  |
| 第10節 避難対策               |                  |
| 第11節 登山者・観光客等の安全確保対策    |                  |
| 第12節 災害備蓄対策             | 第3章—災害予防計画 第10節  |
| 第13節 要配慮者安全確保対策         | 第3章—災害予防計画 第16節  |
| 第14節 防災ボランティア活動対策       | 第3章—災害予防計画 第17節  |
| 第15節 文教対策               | 第3章—災害予防計画 第19節  |
| 第16節 警備対策               | 第3章—災害予防計画 第20節  |
| 第17節 交通施設対策             | 第3章—災害予防計画 第21節  |
| 第18節 複合災害対策             | 第3章—災害予防計画 第24節  |
| 第4章 災害応急対策計画            |                  |
| 第1節 噴火警報等の収集及び伝達        |                  |
| 第2節 情報収集及び被害等報告         | 第4章—災害応急対策計画 第2節 |
| 第3節 通信連絡                | 第4章—災害応急対策計画 第3節 |
| 第4節 災害広報・情報提供           | 第4章—災害応急対策計画 第4節 |
| 第5節 自衛隊災害派遣要請           | 第4章—災害応急対策計画 第5節 |

| 目次項目                         | 地震災害対策編における対応節    |
|------------------------------|-------------------|
| 第6節 広域応援                     | 第4章—災害応急対策計画 第6節  |
| 第7節 航空機運用                    | 第4章—災害応急対策計画 第7節  |
| 第8節 避難                       |                   |
| 第9節 消防                       | 第4章—災害応急対策計画 第9節  |
| 第10節 救出                      | 第4章—災害応急対策計画 第11節 |
| 第11節 食料供給                    | 第4章—災害応急対策計画 第12節 |
| 第12節 給水                      | 第4章—災害応急対策計画 第13節 |
| 第13節 応急住宅供給                  | 第4章—災害応急対策計画 第14節 |
| 第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬            | 第4章—災害応急対策計画 第15節 |
| 第15節 障害物除去                   | 第4章—災害応急対策計画 第16節 |
| 第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与    | 第4章—災害応急対策計画 第17節 |
| 第17節 医療、助産及び保健               | 第4章—災害応急対策計画 第18節 |
| 第18節 被災動物対策                  | 第4章—災害応急対策計画 第19節 |
| 第19節 輸送対策                    | 第4章—災害応急対策計画 第20節 |
| 第20節 労務供給                    | 第4章—災害応急対策計画 第21節 |
| 第21節 防災ボランティア受入・支援対策         | 第4章—災害応急対策計画 第22節 |
| 第22節 防疫                      | 第4章—災害応急対策計画 第23節 |
| 第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止          | 第4章—災害応急対策計画 第24節 |
| 第24節 文教対策                    | 第4章—災害応急対策計画 第26節 |
| 第25節 警備対策                    | 第4章—災害応急対策計画 第27節 |
| 第26節 交通対策                    | 第4章—災害応急対策計画 第28節 |
| 第27節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策  | 第4章—災害応急対策計画 第29節 |
|                              |                   |
| 第5章 災害復旧対策計画                 |                   |
| 第1節 公共施設災害復旧                 | 第5章—災害復旧対策計画 第1節  |
| 第2節 民生安定のための金融対策             | 第5章—災害復旧対策計画 第2節  |
| 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 | 第5章—災害復旧対策計画 第3節  |
|                              |                   |
| 第6章 継続災害への対応方針               |                   |
| 第1節 避難及び安全確保対策               |                   |
| 第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応       |                   |
| 第3節 被災者の生活支援対策               |                   |

---

# 第1章 総 則

---

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、火山災害に対処するため、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、七戸町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を火山災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に減災のための町民運動の展開を図るものとする。

## 第2節 計画の性格

この計画は、火山災害に係る七戸町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。なお、地震災害対策編、風水害等災害対策編は別編とする。

1. 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、七戸町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、七戸町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
3. 火山災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、随時検討を加え、必要の都度修正するものである。
4. 活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定により、この計画に定めるべき事項については、火山防災協議会の意見を踏まえて規定するものである。
5. 七戸町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

## 第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の各章をもって構成する。

|              |   |
|--------------|---|
| 第2章 防災組織     | 防災対策の実施に万全を期するため、七戸町並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。                                    |
| 第3章 災害予防計画   | 火山災害が発生した場合の被害の軽減を図るため、七戸町及び防災関係機関等の施策、措置等について定めるものである。                                 |
| 第4章 災害応急対策計画 | 火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、七戸町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。 |

|                |   |
|----------------|---|
| 第5章 災害復旧対策計画   | 被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期の復旧・復興を図るため、七戸町及び防災関係機関等が講じるべき措置について定めるものである。 |
| 第6章 継続災害への対応方針 | 火山噴火が長期化した場合に講じるべき措置について定めるものである。   |

#### 第4節 各機関の実施責任

地震災害対策編 第1章—総則 第4節に準じる。

#### 第5節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱

地震災害対策編 第1章—総則 第5節に準じる。

#### 第6節 町の概況

地震災害対策編 第1章—総則 第6節に準じる。

#### 第7節 町に関係する活火山

活動火山対策特別措置法の規定により、本町は、「十和田」の火山災害警戒地域に指定されている。

「十和田」については、活火山（火山噴火予知連絡会では概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山を活火山と定義している。）に選定されている。「十和田」は、概ね過去1万年以内に噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録がある。「十和田」は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定され、仙台管区気象台において常時観測を行っている。

##### 1. 十和田（常時観測火山）

###### (1) 位置

北緯40° 27' 34" 東経140° 54' 36" 標高690m（御倉山）（三角点・小倉山）

北緯40° 30' 37" 東経140° 52' 48" 標高1,011m（御鼻部山）（三角点・膳棚）

###### (2) 概要

先カルデラ成層火山群、十和田カルデラ、後カルデラ成層火山・溶岩ドームからなる。約20万年前から活動を開始し、玄武岩質安山岩～デイサイト質の度重なる溶岩の流出と爆発的噴火によって先カルデラ成層火山群が形成された。

その後、約5万5千年前頃からカルデラ形成期に入り、それまでより規模の大きなプリニー式・マグマ水蒸気噴火を繰り返すようになった。比較的規模の大きな火砕流噴火は少なくとも3回発生した。約5万5千年前には安山岩～デイサイト質の奥瀬火砕流、約3万6千年前には流紋岩質の大不動火砕流、約1万5千年前にはデイサイト～流紋岩質の八戸火砕流が発生し、これらの噴火の結果、直径約11kmの十和田カルデラが形成された。後カルデラ期では、約1万5千年～1万2千年前の間に、カルデラ内南部において断続的な溶岩の流出と爆発的噴火が発生し、小型の玄武岩質安山岩～安山岩質成層火山（五色岩火山）が形成された。

その後、主にデイサイト～流紋岩マグマの活動へと移行し、西暦915年までの間に少なくとも8回の爆発的噴火を行い、五色岩火山の山頂部に直径3kmの中湖火口（現在2つの半島に囲まれている中湖（なかのうみ））が形成された（Hayakawa, 1985; 松山・大池, 1986; 中川・他, 1986; 工藤・佐々木, 2007;

工藤, 2008, 2010a<sup>\*</sup>)。また、後カルデラ期においては、御倉山(おぐらやま)溶岩ドームと御門石(みかどいし)溶岩ドームが形成された。御倉山溶岩ドームは、約7,600年前に五色岩火山北東山腹で発生したマグマ水蒸気噴火に引き続いて形成された(工藤, 2010a)。御門石溶岩ドームは、大部分が湖中に没しているため、その形成時期については未詳であるが、後カルデラ期を通したマグマ組成の時間変化傾向から、12,000年前~2,800年前の間のいずれかの時期に形成されたと推定されている(工藤, 2010b)。構成岩石のSiO<sub>2</sub>量は51~74wt.%である(Hunter and Blake, 1995; 工藤, 2010a)。

※引用文献の著者名等。P 6~7 参照。以降同。

### (3) 噴火活動史

#### ア. 過去1万年間の噴火活動

15,000年前の大規模噴火によって、現在見られる十和田カルデラの原形が形成された。カルデラ形成後、玄武岩質安山岩~安山岩質マグマによる断続的な噴火活動が約4,000年間にわたって継続し、五色岩火山が形成された。その後、約11,000年前からはデイサイト~流紋岩マグマの活動が主体となり、現在までに少なくとも8回の爆発的噴火が発生した。そのうち約7,600年前の噴火では、五色岩火山の北東山腹で噴火が発生し、マグマ水蒸気噴火に引き続いて御倉山溶岩ドームが形成された。最新の噴火は、約1,000年前の平安時代(古文書によると西暦915年)に発生し、プリニー式噴火・マグマ水蒸気噴火による降下火砕物・火砕サージの後、火砕流(毛馬内(けまない)火砕流)が発生した(Hayakawa, 1985; 早川・小山, 1998; 松浦・他, 2004; 工藤・佐々木, 2007; 工藤, 2008, 2010a; 広井・宮本, 2010)。

| 噴火年代         | 噴火場所  | 噴火様式             | 主な現象・マグマ噴出量  |
|--------------|-------|------------------|--|
| 紀元前<br>8300年 | 五色岩火山 | マグマ噴火→ マグマ水蒸気噴火? | 夏坂スコリア、栴山火山灰：火砕物降下。<br>マグマ噴出量：0.37 DRE km <sup>3</sup> 。                 |
| 紀元前<br>7300年 | 五色岩火山 | マグマ噴火→ マグマ水蒸気噴火  | 南部軽石：火砕物降下→貝守火山灰：火砕物降下・火砕サージ。マグマ噴出量：0.54 DRE km <sup>3</sup> 。           |
| 紀元前<br>6300年 | 五色岩火山 | マグマ噴火→ マグマ水蒸気噴火  | 小国軽石、中ノ沢火山灰：火砕物降下。<br>マグマ噴出量：0.16 DRE km <sup>3</sup> 。                  |
| 紀元前<br>5600年 | 御倉山   | マグマ水蒸気噴火→ マグマ噴火  | 戸来火山灰：火砕物降下→ 御倉山溶岩ドーム。<br>マグマ噴出量：0.29 DRE km <sup>3</sup> 。              |
| 紀元前<br>4200年 | 中湖    | マグマ噴火→ マグマ水蒸気噴火  | 中楸軽石、金ヶ沢軽石：火砕物降下→宇樽部火山灰：火砕物降下・火砕サージ。<br>マグマ噴出量：2.5 DRE km <sup>3</sup> 。 |
| 紀元前<br>800年  | 中湖    | マグマ噴火→ マグマ水蒸気噴火  | 迷ヶ平軽石、惣辺火山灰：火砕物降下。<br>マグマ噴出量：0.35 DRE km <sup>3</sup> 。                  |

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。

※マグマ噴出量(DRE km<sup>3</sup>)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に換算したもの。

#### イ. 有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す)

| 年代          | 現象                   | 活動経過・被害状況等   |
|-------------|----------------------|--|
| ▲915(延喜14)年 | マグマ噴火・マグマ水蒸気噴火(泥流発生) | 大湯軽石・火山灰：火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流：火砕流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月17日と推定される。マグマ噴出量は2.1 DRE km <sup>3</sup> 。(VEI5) |

※噴火イベントの年代、噴火場所、噴火様式等については、(国研)産業技術総合研究所の活火山データベース(工藤・星住, 2006-)を参考に、文献の追記を行った。

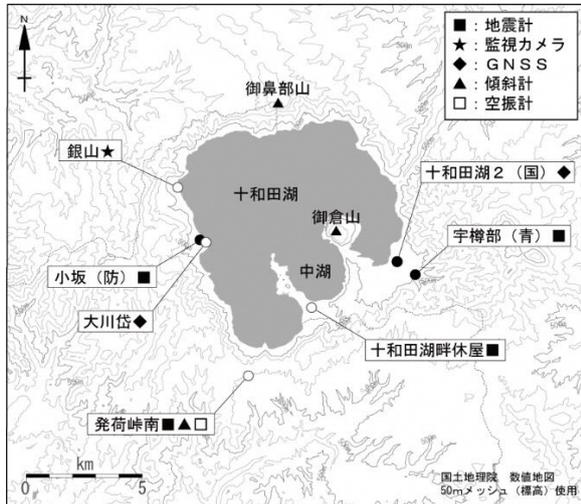
※マグマ噴出量(DRE km<sup>3</sup>)は、マグマ噴火およびマグマ水蒸気噴火による総噴出物を、マグマの容積に

換算したもの。

※VEI（火山爆発指数）は、降下火砕物の量から規模を推定するものであり、溶岩ドーム等や溶岩流の噴出量は含まれないことに留意が必要である。

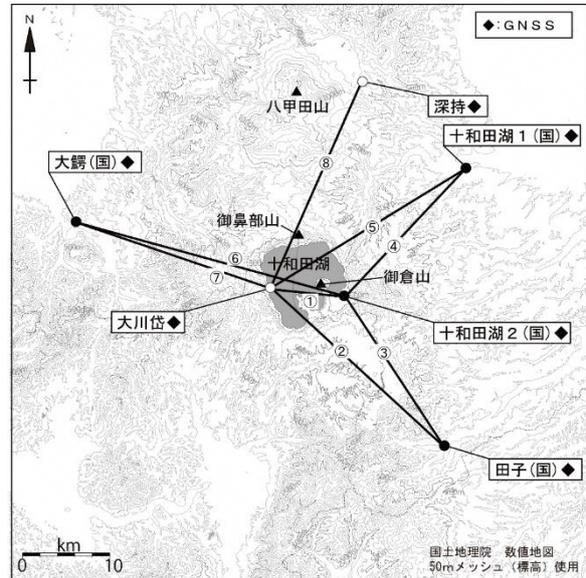
※十和田の概要及び噴火活動史は「日本活火山総覧（第4版）」より引用

#### （4）観測点配置図



十和田 観測点配置図

小さな白丸 (○) は気象庁  
 小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関  
 (国) : 国土地理院  
 (防) : 防災科学技術研究所  
 (青) : 青森県



十和田 GNSS 観測点配置図

小さな白丸 (○) は気象庁  
 小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関  
 (国) : 国土地理院

#### 【引用文献】

1. 内藤博夫 (1966) 秋田県米代川流域の第四紀火山砕屑物と段丘地形. 地理学評論, 39, 463-484.
2. 平山次郎・市川賢一 (1966) 1,000 年前のシラス洪水～発掘された十和田湖伝説～. 地質ニュース, 140, 10-28.
3. 大池昭二 (1972) 十和田火山東麓における完新世テフラの編年. 第四紀研究, 11, 228-235.
4. 町田 洋・他 (1981) 日本海を渡ってきたテフラ. 科学, 51, 562-569.
5. 早川由紀夫 (1983) 十和田火山中掬テフラ層の分布, 粒度組成, 年代. 火山, 28, 263-273.
6. Hayakawa, Y. (1985) Pyroclastic geology of Towada Volcano. Bull. Earthq. Res. Inst. Tokyo Univ., 60, 507-592.
7. 中川久夫・他 (1986) 十和田火山噴出物の分布と性状. 東北農政局計画部, 47.
8. 松山 力・大池昭二 (1986) 十和田火山噴出物と火山活動. 十和田科学博物館, 4, 1-64.
9. 早川由紀夫・小山真人 (1998) 日本海をはさんで 10 世紀に相次いで起こった二つの大噴火の年月日ー十和田湖と白頭山ー. 火山, 43, 403-407.
10. 工藤 崇・他 (2003) 北八甲田火山群における最近 6000 年間の噴火活動史. 地質学雑誌, 109, 151-165.
11. 松浦旅人・他 (2004) 十和田 a テフラの噴出過程と火砕流定置温度の見積もり. 日本地理学会発表要旨集, 66, 195.

12. 工藤 崇・佐々木寿 (2007) 十和田火山後カルデラ期噴出物の高精度噴火史編年. 地学雑誌, 116, 653-663.
13. 工藤 崇 (2008) 十和田火山, 噴火エピソード E 及び G 噴出物の放射性炭素年代. 火山, 53, 193-199.
14. 工藤 崇 (2010) 十和田火山, 御倉山溶岩ドームの形成時期と噴火推移. 火山, 55, 89-107.
15. 広井良美・宮本 毅 (2010) 十和田火山平安時代噴火の噴火層序の再検討. 日本地球惑星科学連合 2010 年大会予稿集 (CD-ROM) , SVC063-P35.
16. Hunter, A. G. and Blake, S. (1995) Petrogenetic evolution of a transitional tholeiitic-calc-alkaline series: Towada volcano, Japan. J. Petrol., 36, 1579-1605.
17. 工藤 崇 (2010a) 十和田火山 , 御倉山溶岩ドームの形成時期と噴火推移 . 火山 , 55, 89-107.
18. 工藤 崇 (2010b) 十和田火山、御門石溶岩ドームの形成時期に関する考察. 地質調査研究報告, 61, 477-484.

## 第8節 火山災害の想定

### 1. 主な火山現象

火山活動に伴い生じる火山現象は多岐に渡る。火山災害の要因となる主な火山現象及び特徴については下表のとおりである。

| 想定される主な現象     | 火山現象等の特徴  |
|---------------|---|
| 大きな噴石         | 爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約20～30cm以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね2～4km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。   |
| 小さな噴石・火山灰(降灰) | 噴火により噴出した小さな固形物の内直径2mm以上のものを小さな噴石(火山れき)、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。<br>小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的な噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。<br>火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。 |
| 溶岩流(溶岩ドーム)    | マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象のこと。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。<br>粘性の高いマグマが噴出したため、溶岩が遠くに流れずドーム状の丘となったものが溶岩ドームである。  |
| 火砕流           | 火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、地表に沿って高速で流れ下る現象のこと。場合によってはその速度が100km/hを超えることもあるため、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災のおそれもある。  |
| 火砕サージ         | 火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く高速で流れ下るとい点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低いが、100℃近くになることもありうる。  |
| 融雪型火山泥流       | 噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。  |
| 火口噴出型泥流       | 噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流(熱泥流)という。  |
| 火口湖決壊型泥流      | 噴火に伴い湖や沼の水があふれ出て土砂や泥を巻き込んで流れ下る現象。   |
| 降灰後の降雨による土石流  | 火山噴火により噴出された岩石や火山灰と多量の雨水が混合して流れ下る現象のこと。火山噴出物が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。   |
| 火山ガス          | 火山活動により地表に噴出する高温のガスのこと。火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に  |

| 想定される主な現象 | 火山現象等の特徴  |
|-----------|---|
| 空振        | 死亡事故も発生している。<br>噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。 |

[気象庁HP 主な火山災害] (一部表現修正)

## 2. 十和田における火山現象及び影響範囲の想定

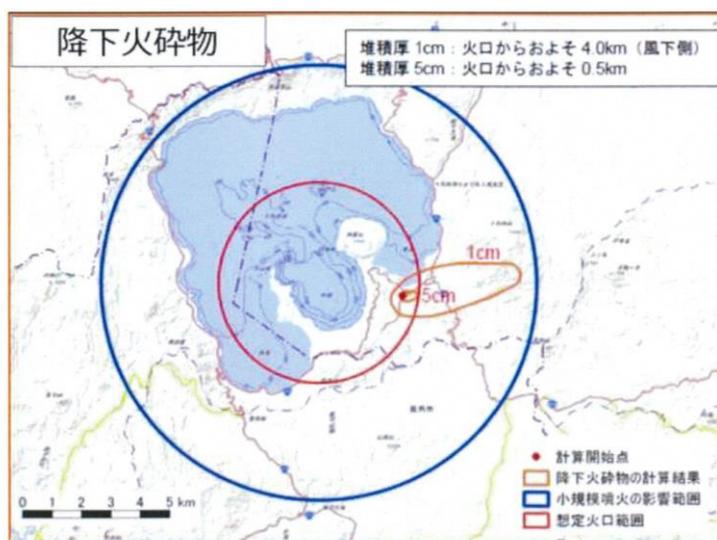
十和田における火山現象及び影響範囲の想定は以下のとおりである。

### (1) 小規模噴火

#### ア. 大きな噴石



#### イ. 降下火砕物

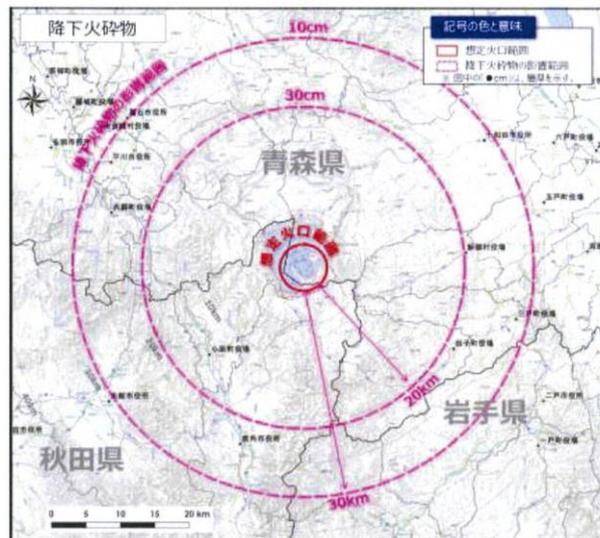


(2) 中規模噴火

ア. 火砕流・火砕サージ

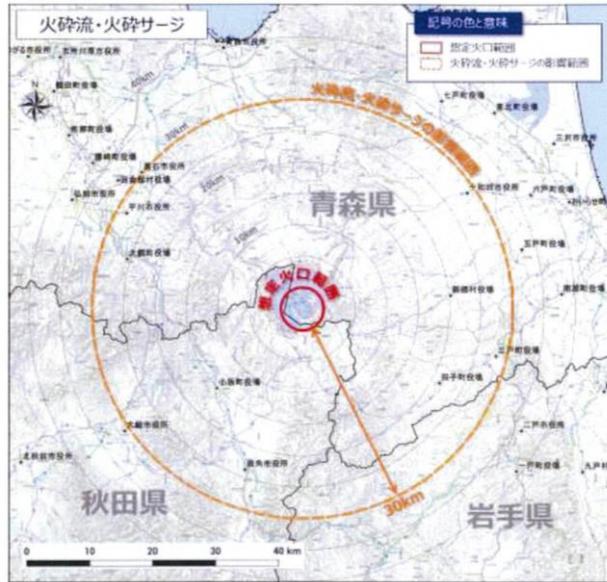


イ. 降下火砕物



(3) 大規模噴火

ア. 火砕流・火砕サージ



イ. 降下火砕物



ウ. 融雪型火山泥流



---

## 第2章 防災組織

---

### 第1節 七戸町防災会議

地震災害対策編 第2章—防災組織 第1節に準じる。

### 第2節 配備態勢

地震災害対策編 第2章—防災組織 第2節に準じる。

### 第3節 七戸町災害対策本部

地震災害対策編 第2章—防災組織 第3節に準じる。

### 第4節 七戸町災害対策本部に準じた組織

地震災害対策編 第2章—防災組織 第4節に準じる。

### 第5節 防災関係機関の災害対策組織

地震災害対策編 第2章—防災組織 第5節に準じる。

## 第6節 火山防災協議会

火山防災に関し、関係機関の連携を確立し、平常時から火山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として組織される火山防災協議会に参画する。

### 1. 火山防災協議会への参画

町は、国（内閣府）により、「十和田」の火山災害警戒地域（噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（以下「警戒地域」という。))に指定されており、「十和田」火山防災協議会に参画している。

火山防災協議会の組織状況

| 火山防災協議会名<br>(火山名)   | 参画市町村  |
|---------------------|--|
| 十和田火山防災協議会<br>(十和田) | 青森県 青森市 弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市<br>つがる市 平川市 藤崎町 大鰐町 田舎館村 板柳町<br>鶴田町 中泊町 <b>七戸町</b> 六戸町 おいらせ町 三戸町<br>五戸町 田子町 南部町 新郷村<br>岩手県 二戸市 八幡平市<br>秋田県 鹿角市 小坂町 能代市 大館市 北秋田市 藤里町 |

※十和田火山防災協議会は、すべて参画市町村が警戒地域をその区域に含む。

### 2. 火山防災協議会における協議事項等

- ア. 噴火シナリオの作成、火山ハザードマップの作成、噴火警戒レベルの設定（十和田の噴火警戒レベルは令和4年3月運用開始）、避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や、現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について、地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。
- イ. 災害時の登山者の早期把握、安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。
- ウ. 火山防災協議会の場を活用する等により、退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。
- エ. 警戒地域の指定があった場合に町地域防災計画に定める事項について、火山防災協議会の意見を聴くものとする。
- オ. 火山防災協議会の活動支援等を受けるため、必要に応じ、内閣府に対し火山防災エキスパートの派遣を要請するものとする。

---

## 第3章 災害予防計画

---

火山災害が発生した場合の被害軽減を図るため、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施する上での所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、災害時に人命を守ることを最優先に「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった取組である「防災公共」を推進する。

### 第1節 調査研究及び監視観測の推進

火山災害は、①噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること。②長期化する恐れがあること。③被害が複数の市町村に及ぶこと。④被害や影響が多方面にわたること。等の特徴を持っており、町、国、県、その他の防災関係機関及び学識者等は共通認識のもと、役割分担を明確にした上で、互いに連携し、一体となって防災対策を推進する必要がある。

したがって、火山災害対策を総合的かつ計画的に推進するに当たり、国や県などと連携を図り、火山災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、町の防災対策に資するものとする。

#### 1. 火山活動に関する研究

- (1) 災害想定に関する調査研究
- (2) 火山活動に関する調査研究
- (3) 火山噴火予知に関する調査研究
- (4) その他必要な調査研究

#### 2. 火山防災対策に関する調査研究

- (1) 避難に関する調査研究
- (2) 火山活動の長期化に起因する災害に関する調査研究
- (3) 二次災害に関する調査研究
- (4) その他必要な調査研究

#### 3. 火山観測体制の推進

十和田については、気象庁等により常時観測がなされている。火山の観測体制については、本編 第1章—総則 第7節参照。

火山噴火による災害を軽減するためには、平常時から火山の監視観測に努め、いち早く噴火の前兆現象を把握することが重要であることから、火山監視観測・調査研究機関は、既存の観測網の適正な維持管理を行うとともに、観測体制の充実に努める。

なお、本町は、「十和田」の警戒地域に指定されており、常時遠望観測を実施する。

## 第2節 業務継続性の確保

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第2節に準じる。

## 第3節 防災業務施設・設備等の整備

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第3節に準じる。

## 第4節 青森県防災情報ネットワーク

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第4節に準じる。

## 第5節 火山地域における土砂災害対策事業

火山現象に伴い発生が予想される土石流等の土砂災害の被害軽減を図るため、土砂災害対策事業を推進する。

### 1. 土砂災害対策事業

火山地域（火山地、火山山麓）における土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備事業については、他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

## 第6節 自主防災組織等の確立

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第5節に準じる。

## 第7節 防災教育及び防災思想の普及

火山災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から火山災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため、防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、訪日外国人旅行者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的マイノリティの視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

### 1. 防災業務担当職員に対する防災教育

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第6節 1に準じる。

### 2. 住民に対する防災思想の普及

(1) 町は、人的被害を軽減する方策として、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、噴火警報等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。また、必要に応じて、普及啓発方法及び内容について火山防災協議会の場を活用し、協議を行う。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

#### ア. 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 火山防災マップ、火山防災パンフレット・ハンドブック・ポスター等を活用した普及啓発を行う。また、災害時にホームページが活用されるよう促す。
- (エ) 火山防災に関する講演会等を開催する。
- (オ) 公民館等の社会教育施設を活用した研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災に関する教育の普及推進を図る。

#### イ. 普及内容

- (ア) 火山に関する知識及び火山災害の特性
  - ・火山現象は、前兆現象が把握されずに突発的に発生することがあること
  - ・噴火に伴い発生する現象が多岐にわたること
  - ・長期化する可能性があること
  - ・被害が複数の市町村に及ぶこと
  - ・被害や影響が多方面にわたること
- (イ) 噴火警報、噴火警戒レベル、避難指示等に関すること
- (ウ) 災害危険箇所に関すること
- (エ) 火山に係る異常現象を発見した場合の町又は警察官への通報
- (オ) 登山時における必要な装備等の用意、登山届、登山者カード（登山計画書）の積極的な提出
- (カ) 避難に際し住民のとるべき行動
  - ・住民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前

- に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておくこと。
- ・避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。
  - ・避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。
  - ・避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。
  - ・近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
  - ・親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。
  - ・行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

(2) 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講じる。

ア. 火山災害からの円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、登山者等に周知させるため、火山防災協議会における検討を踏まえ、火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域、避難場所や避難経路、避難手段といった避難計画の内容、噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など、住民や登山者等に防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、火山災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努める。

イ. 噴火警報等を迅速かつ確実に関係機関、住民等に伝達する体制を整備するとともに、火山活動に関する異常現象が、発見者から町、警察官へ迅速かつ確実に通報されるよう、あらかじめ住民等に周知徹底する。

ウ. 火山性ガスの発生している箇所等の危険個所の把握に努め、平時から地域住民等への周知徹底に努める。

エ. 登山者等の情報を把握するため、登山者等に対して、登山者カード（登山計画書）の記入等を行うよう、観光施設等と連携し、広報活動を行う。

(3) 災害教訓の伝承

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第6節 3に準じる。

## 第8節 企業防災の促進

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第7節に準じる。

## 第9節 防災訓練

火山災害時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

### 1. 防災訓練の実施

町は、防災関係機関と密接な連携のもとに火山ハザードマップや噴火シナリオ等を活用した実践的な防災訓練を行うよう努める。なお、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。

- ア. 通信訓練
- イ. 情報収集伝達訓練
- ウ. 非常招集訓練
- エ. 災害対策本部設置・運営訓練
- オ. 避難・避難誘導訓練
- カ. 消火訓練
- キ. 救助・救出訓練
- ク. 救急・救護訓練
- ケ. 指定避難所開設・運営訓練
- コ. 給水・炊き出し訓練
- サ. 航空機運用調整訓練
- シ. 広域医療搬送訓練
- ス. その他各機関独自の訓練

### 2. 防災訓練に関する普及啓発

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第8節 3に準じる。

## 第10節 避難対策

火山災害発生時において、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、指定避難所及び避難路の選定、避難訓練及び避難に関する広報の実施、火山避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。また、火山災害時の想定危険箇所を把握し、現状の指定避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な指定避難所及び避難路等を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な指定避難所及び避難路を確保する。

### 1. 指定緊急避難場所の指定

指定緊急避難場所については、火山現象の影響が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、火山災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。また、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所は、災害の想定等により、必要に応じて近隣市町の協力により、近隣市町に設けることができるものとする。

### 2. 指定避難所の指定

指定避難所については、地域的な特性や過去の教訓、想定される火山災害等を踏まえ、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものなどを指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する。

- ア. 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）が避難できるような場所を選定すること
  - イ. 火山現象に伴う危険の及ばないところとすること
  - ウ. 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避けること
  - エ. 指定避難所内の一般避難スペースで生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるとともに、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めること
- なお、指定避難所の指定に当たっては、施設管理者とあらかじめ協定を締結するものとする。
- オ. 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること
  - カ. 福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入対象者を特定して公示することまた、その公示を活用して、福祉避難所で受入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めること
  - キ. 感染症発生時等、指定避難所の収容人員に制限が必要な場合等において、避難者の受入が困難

となることを防ぐため、あらかじめ可能な限り多くの施設を指定避難所として指定すること  
 また、旅館やホテル等、指定避難所以外の施設等を避難所として開設することを想定しておく  
 とともに、可能な者は安全な場所にある親戚や友人宅に避難するよう、住民に対し周知すること

### 3. 指定緊急避難場所等の事前指定等

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第9節 1（5）に準じる。

### 4. 避難促進施設の指定

町は、火山防災協議会での検討を踏まえ、各火山の警戒範囲内の施設について、施設の位置、規模、所有者等の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要な施設を避難促進施設として指定する。

ア. 避難促進施設の指定状況については下表のとおり。

避難促進施設の名称、所在地及び連絡先等

| 施設名 | 所在地 | 連絡先 | 備考 |
|-----|-----|-----|----|
|     |     |     |    |
|     |     |     |    |
|     |     |     |    |
|     |     |     |    |
|     |     |     |    |
|     |     |     |    |
|     |     |     |    |
|     |     |     |    |

イ. 避難促進施設の所有者等は、火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画を作成・公表し、町に報告する。

ウ. 避難促進施設の所有者等は、作成した避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果について町長に報告する。

エ. 避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者等による取組の支援に努める。

### 5. 居住地域・特定地域の指定

火山避難計画に定めるところにより、火山周辺で地域住民が居住している範囲を「居住地域」、居住地域より早期の対応が必要な地域を「特定地域」としてあらかじめ定めておき、噴火警戒レベルに応じた避難対象地区を想定し、必要十分な避難対策が行えるようにする。

### 6. 臨時ヘリポートの確保

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第9節 1（4）に準じる。

### 7. 指定避難所の整備等

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第9節 2に準じる。

## 8. 標識の設置等

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第9節 3に準じる。

## 9. 避難路の選定

避難路・避難経路については、火山避難計画に定めるところにより、避難対象地区、誘導者、避難先となる指定避難所等を明らかにし、選定する。選定にあたっては下記について考慮する。

- ア. 火山現象の影響の及ぶ危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること
- イ. 避難のため必要な広さを有する道路とすること

## 10. 避難訓練の実施

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第9節 6に準じる。

## 11. 避難に関する広報

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第9節 7に準じる。

## 12. 広域一時滞在に係る手順等の策定

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第9節 9に準じる。

## 13. その他

地震災害対策編 第3章—災害予防計画 第9節 10に準じる。

## 第 1 1 節 登山者・観光客等の安全確保対策

登山者、観光客等を火山災害から保護するため、情報伝達手段の整備や登山届の提出の促進等の措置を講じ、安全確保対策を行うものとする。

ア. 町は、観光関係の事業者等を通じて、火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また、パンフレットの配布等を通じて、火山災害履歴についての知識の普及を図る。

イ. 町は、登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届の導入、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。また、ITを用いた登山届の仕組み等も活用し、火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

ウ. 町は、帰宅困難となった登山者、観光客等を対象に使用する指定避難所等を、火山避難計画に基づき想定しておくものとする。

エ. 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届、登山計画書、登山カード等の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

## 第 1 2 節 災害備蓄対策

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 1 0 節に準じる。

## 第 1 3 節 要配慮者安全確保対策

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 1 6 節に準じる。

## 第 1 4 節 防災ボランティア活動対策

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 1 7 節に準じる。

## 第 1 5 節 文教対策

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 1 9 節に準じる。

## 第 1 6 節 警備対策

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 2 0 節に準じる。

## 第 1 7 節 交通施設対策

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 2 1 節に準じる。

## 第 1 8 節 複合災害対策

地震災害対策編 第 3 章—災害予防計画 第 2 4 節に準じる。

---

## 第4章 災害応急対策計画

---

火山災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害の軽減を図るために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

### 第1節 噴火警報等の収集及び伝達

火山災害に対し、防災活動に万全を期するため、以下のとおり噴火警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

#### 1. 実施責任者

- (1) 町長は、法令及び本計画の定めるところにより、火山災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 火山災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町、消防職員、警察官等に通報しなければならない。

#### 2. 実施内容

##### (1) 噴火警報等の収集及び伝達

###### ア. 噴火警報等の発表

仙台管区気象台及び気象庁本庁は、火山現象に関する観測成果等に基づき、火山現象の状況を一般及び関係機関に周知し、防災に資するため、次により噴火警報等を発表する。

###### (ア) 噴火警報等の種類

- a 噴火警報
- b 噴火予報
- c 噴火警戒レベル
- d 噴火速報
- e 火山の状況に関する解説情報
- f 降灰予報
- g 火山ガス予報
- h 火山現象に関する情報等

###### (イ) 対象火山

十和田

###### (ウ) 噴火警報等の概要

###### a 噴火警報

仙台管区気象台が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象)の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。「警戒が必要な

範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

b 噴火予報

仙台管区気象台が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

c 噴火警戒レベル

仙台管区気象台が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。

活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から噴火時の避難について共同で検討を実施する。

噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で、噴火警戒レベルは運用される。青森県の活火山の噴火警戒レベル運用状況を下表に示す。うち、本町に關係する火山は「十和田」である。

青森県内の活火山の噴火警戒レベル運用状況

| 区分                 | 火山名                  |
|--------------------|----------------------|
| 噴火警戒レベルが運用されている火山  | 岩木山、八甲田山、 <b>十和田</b> |
| 噴火警戒レベルが運用されていない火山 | 恐山                   |

十和田 噴火警戒レベル表

| 種別   | 名称                 | 対象範囲          | レベル(キ<br>ーワード)  | 火山活動の状況   | 住民等の行動及び登山者・入山者等への対応   | 想定される現象等   |
|------|--------------------|---------------|-----------------|---|--|--|
| 特別警報 | 噴火警報(居住地域)又は噴火警報   | 居住地域及びそれより火口側 | 5 (避難)          | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。                          | 危険な居住地域からの避難等が必要。  | <p>【5-3】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流・火砕サージが火口から概ね30kmの範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。積雪期には融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達、あるいは切迫。</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <p>約6,200年前の噴火(中振軽石噴火)、915年のクライマックスの噴火(毛馬内火砕流)</p> <hr/> <p>【5-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流・火砕サージが火口から概ね20km(最大23km)の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <p>915年の一回当たりの噴火(中規模噴火)</p> <hr/> <p>【5-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな噴石が火口から4km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <p>なし</p> |
|      |                    |               | 4 (高齢者等避難)      | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。                      | 警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難及び住民の避難の準備等が必要。想定火口範囲内の居住地域での避難等が必要。 | <p>【4-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が火口から概ね4kmの範囲を超えた居住地域に到達する噴火の可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <p>なし</p> <hr/> <p>【4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大きな噴石が火口から4km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <p>なし</p>   |
| 警報   | 噴火警報(火口周辺)又は火口周辺警報 | 火口から居住地域近くまで  | 3 (入山規制)        | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 | 危険な地域への立入規制等。住民は今後の火山活動の推移に注意。                               | <p>【レベル2、3の発表について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火山活動が高まっていく段階では使用せず、火山活動が沈静化し、レベル4、5から下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。</li> </ul>  |
|      |                    |               | 2 (火口周辺規制)      | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。        | 火口周辺への立入規制等。住民は今後の火山活動の推移に注意。                                |  |
| 予報   | 噴火予報               | 火口内等          | 1 (活火山であることに留意) | 火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。                   | 状況に応じて、想定火口範囲内の居住地域での高齢者等の要配慮者の避難等が必要。                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>浅部を震源とする火山性地震の増加、火山性微動の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。</li> </ul> <p>【過去事例】</p> <p>なし</p>   |
|      |                    |               | 火山活動は静穏。        | 住民は通常の生活。   | 火山活動は静穏。   |  |

※火山活動に高まりがみられ、今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある、または判断に迷う場合には、火山の状況に関する解説情報(臨時)を発表する。

※想定火口内の居住地域は、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要。

※火口とは、火山ハザードマップの想定する噴火場所のことをいう。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

※レベル2及びレベル3は火山活動が高まっていく段階では使用しない。

#### d 噴火速報

仙台管区气象台が、噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

#### e 火山の状況に関する解説情報

仙台管区气象台が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

#### f 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

##### (a) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

##### (b) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山<sup>\*1</sup>に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。
- ・噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」

以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

##### (c) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山<sup>\*2</sup>に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず降灰予報（詳細）も発表。

### 降灰量階級ととるべき行動等

| 名称   | 表現例                  |          |                | 影響ととるべき行動  |  | その他の影響   |
|------|----------------------|----------|----------------|--|--|--|
|      | 厚さ<br>キーワード          | イメージ     |                | 人  | 道路   |  |
|      |                      | 路面       | 視界             |  |  |  |
| 多量   | 1mm以上<br>【外出を控える】    | 完全に覆われる  | 視界不良となる        | 外出を控える<br>慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める | 運転を控える<br>降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる                        | がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある        |
| やや多量 | 0.1mm≦厚さ<1mm<br>【注意】 | 白線が見えにくい | 明らかに降っている      | マスク等で防護<br>喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある                            | 徐行運転する<br>短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある<br>道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始） | 稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある |
| 少量   | 0.1mm未満              | うっすら積もる  | 降っているのがようやくわかる | 窓を閉める<br>火山灰が衣服や身体に付着する<br>目に入ったときは痛みを伴う                         | フロントガラスの除灰<br>火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある                                  | 航空機の運航不可※1                                     |

※1 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定

#### g 火山ガス予報

仙台管区气象台が、居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性がある地域を発表する予報。

#### h 火山現象に関する情報等

仙台管区气象台が、噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

##### ・火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため臨時及び定期的に発表する。

##### ・月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめ、毎月上旬に発表する。

##### ・噴火に関する火山観測報

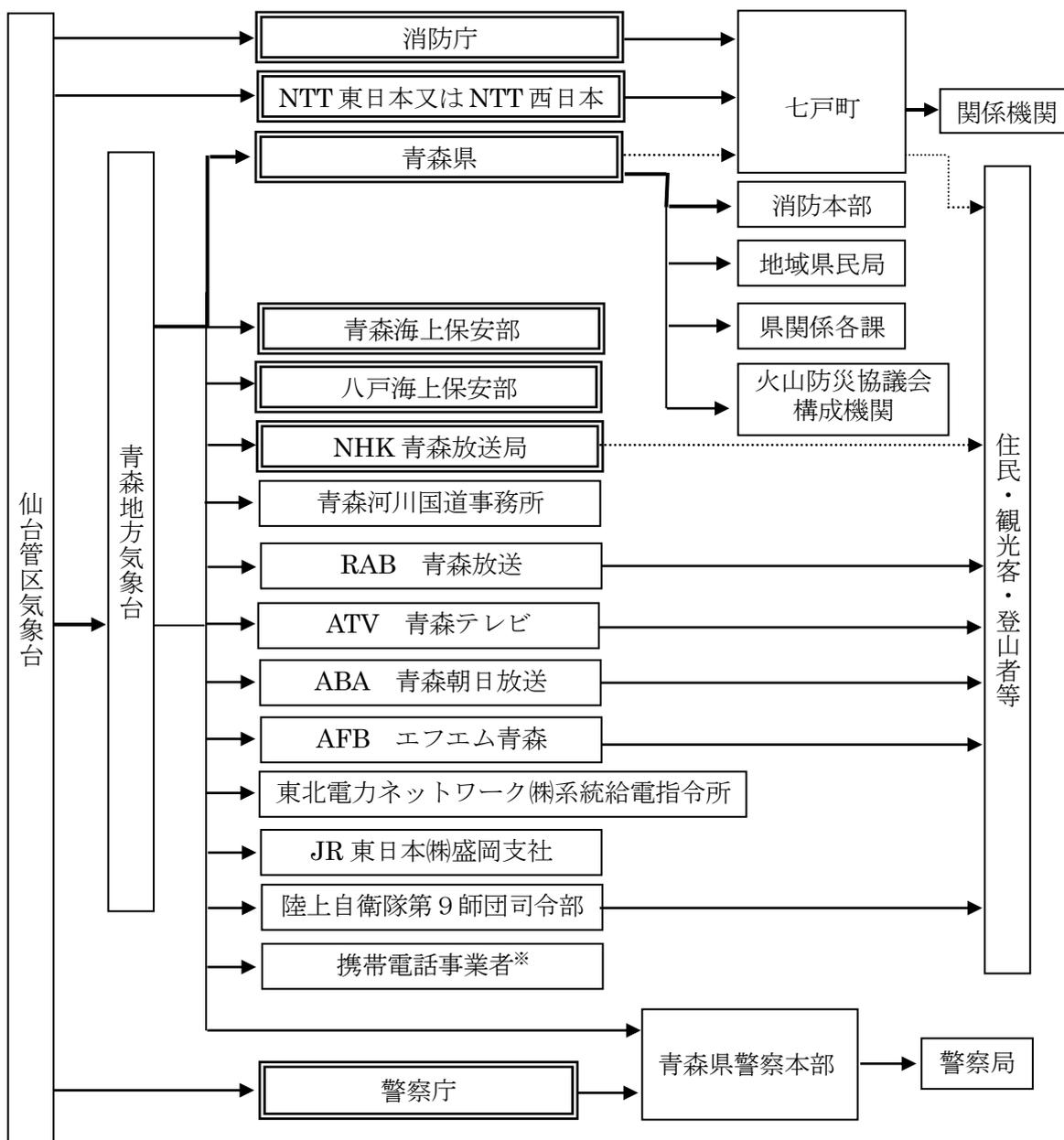
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる

方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

#### イ. 噴火警報等の通報

- (ア) 青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報(以下「臨時の解説情報」という。)、噴火速報が発表されたときは県、県警察本部、青森海上保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に速やかに通報する。
- (イ) 県は、青森地方気象台から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通報を受けたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、関係市町村及び関係機関に対し、通報し、又は要請するものとする。特に特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地)の通報を受けたときは、直ちにかつ確実に町に通知する。
- (ウ) 放送機関は、必要に応じ、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (エ) 町は、噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の通知を受けたときは、直ちに関係機関及び住民等に対し伝達する。この場合、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告をする。なお、特別警報に位置づけられている噴火警報(居住地)の通報を受けたときは、直ちに住民、登山者等へ伝達する。

伝達系統図



「※緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される」

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先

注) 点線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

注) 太線及び点線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

ウ. 庁内の伝達方法

(ア) 関係機関から通報される噴火警報等は、勤務時間内は総務課長が、勤務時間外は宿日直員（代行員等）が受領する。

(イ) 宿日直員（代行員）が受領した場合は、直ちに関係課長に伝達する。

(ウ) 気象予報・警報等を受領した総務課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び住民に通報する。

(エ) 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

| 伝達責任者 | 伝 達 先 等       |  |                |                                | 伝達内容                 |
|-------|---------------|--|----------------|--------------------------------|----------------------|
|       | 伝 達 先         | 電話番号   | 伝 達 方 法        |                                |                      |
|       |               |  | 勤務時間内          | 勤務時間外                          |                      |
| 総務課長  | 関係各課          | 建設課62-6244<br>農林課68-2116<br>上下水道課<br>62-6243   | 庁内放送<br>及び内線電話 | 関係課長へ<br>電話連絡する                | 全ての情報、特に<br>必要と認める情報 |
|       | 消防機関          | 中央消防署<br>62-3141   | 電 話            | あらかじめ定められた担当<br>責任者へ電話<br>連絡する |                      |
| 農林課長  | 農林・畜産<br>関係機関 | 上北地域県民局地域<br>農林水産部<br>22-8111<br>JA十和田おいらせ<br>七戸支店<br>62-2195<br>JAゆうき青森<br>天間林支所<br>68-3131 |                |                                |                      |
| 建設課長  | 土木関係<br>機 関   | 上北地域県民局<br>地域整備部<br>22-8111  |                |                                |                      |

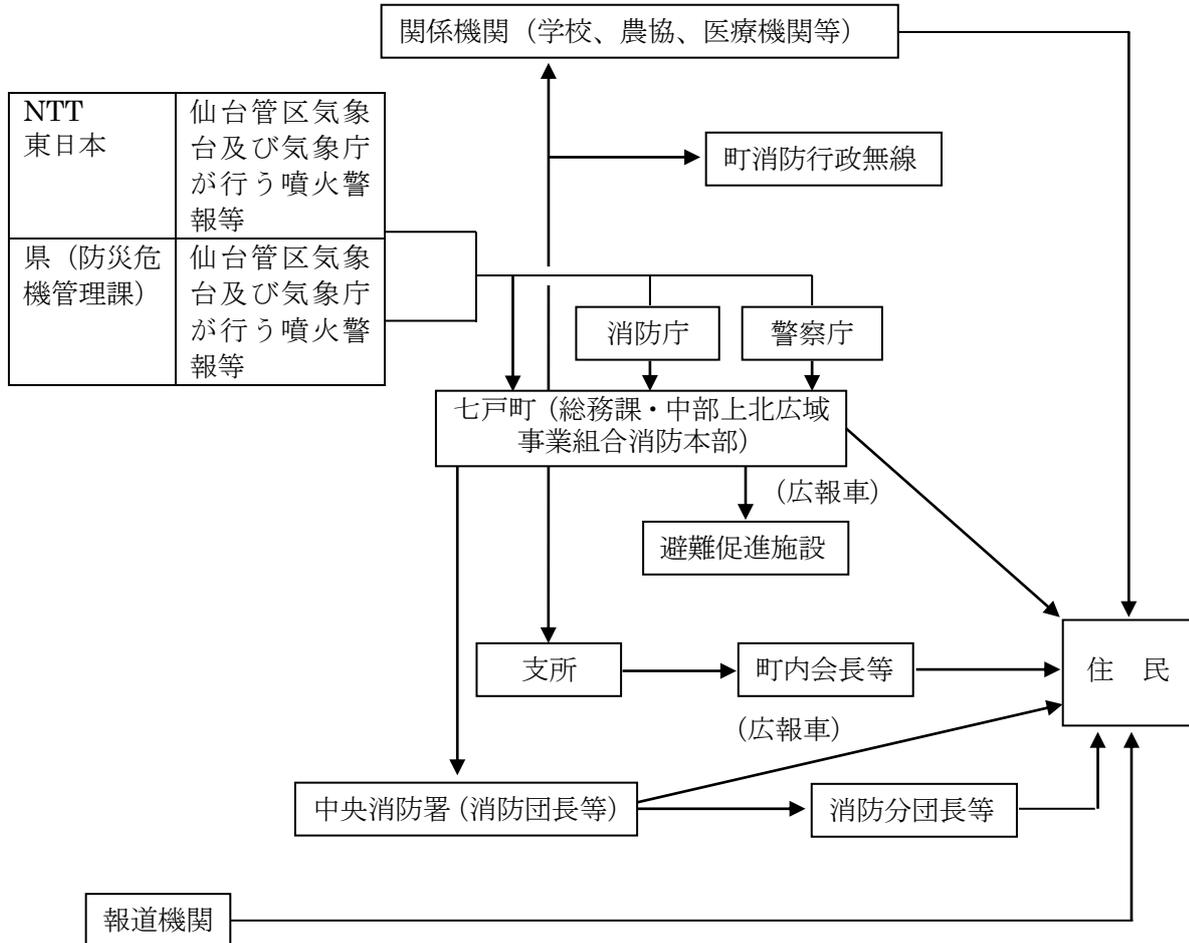
(オ) 住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

| 通報責任者  | 周知先 | 周知方法                    | 通 報 内 容       |
|--------|-----|-------------------------|---------------|
| 総務課長   | 住 民 | 防災無線放送<br>エリアメール        | 町長が特に必要と認める事項 |
| 企画調整課長 | 住 民 | 広報車<br>携帯電話（ツイッターによる周知） | 町長が特に必要と認める事項 |

エ. 関係機関との伝達系統

噴火警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



(2) 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

活火山においては、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

通報すべき噴火の前兆現象については、下表のとおりである。

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| ○顕著な地形の変化 | 山、崖等の崩壊                   |
|           | 地割れ                       |
|           | 土地の隆起・沈降等                 |
| ○噴気、噴煙の異常 | 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等    |
|           | 噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無 |
|           | 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常     |
| ○湧泉の異常    | 新しい湧泉の発見                  |
|           | 既存湧泉の枯渇                   |
|           | 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等         |
| ○顕著な地温の上昇 | 新しい地熱地帯の発見                |
|           | 地熱による草木の立ち枯れ等             |
|           | 動物の挙動異常                   |

|              |                  |
|--------------|------------------|
| ○湖沼・河川の異常    | 水量・濁度・臭い・色・温度の異常 |
|              | 軽石・死魚の浮上         |
|              | 気泡の発生            |
| ○有感地震の発生及び群発 | 短周期での微動の発生       |
| ○鳴動の発生       | 山鳴り、火山雷の頻発       |

通報及び措置については、以下のとおりとする。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官、消防吏員等に通報する。なお、住民、登山者及び観光客等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるため、通報を受けた機関は、発生場所（発見場所）を正確に把握するよう努める。

イ 警察官又は消防吏員の通報

通報を受けた警察官又は消防吏員は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署又は消防署に通報する。

ウ 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町に通報する。

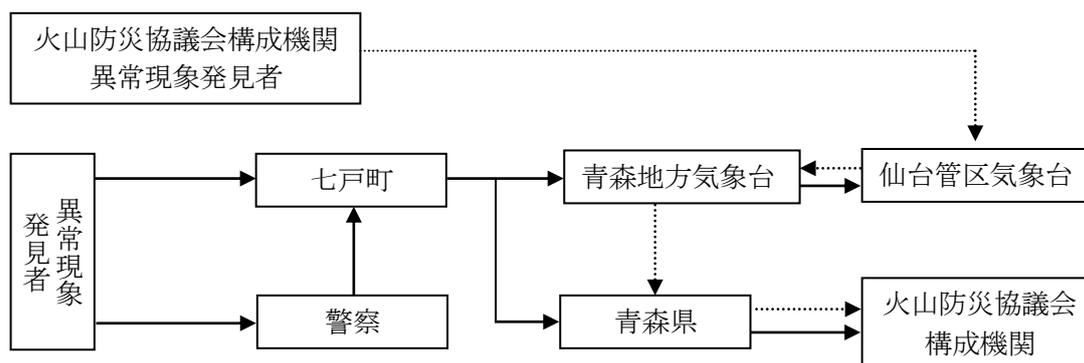
(ア) 青森地方気象台

(イ) 県（防災危機管理課）

防災関係機関連絡先

| 機 関 名          | 電 話     | 連絡責任者   | 備 考 |
|----------------|---------|---------|-----|
| 七戸警察署          | 62-3101 | 警 備 課 長 |     |
| 中部上北広域事業組合消防本部 | 62-3142 | 警 防 課 長 |     |

通報系統図



※矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統

※点線矢印は、火山防災協議会構成機関からの噴火の事実及び噴火規模特定に必要な情報（噴火に結びつく可能性が高い現象を含む）の通報系統

## **第2節 情報収集及び被害等報告**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第2節に準じる。

## **第3節 通信連絡**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第3節に準じる。

## **第4節 災害広報・情報提供**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第4節に準じる。

## **第5節 自衛隊災害派遣要請**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第5節に準じる。

## **第6節 広域応援**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第6節に準じる。

## **第7節 航空機運用**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第7節に準じる。

## 第8節 避難

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において住民、登山者及び観光客等（訪日外国人等の旅行者を含む。）を保護するため、火山避難計画に基づき、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて指定避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

### 1. 実施責任者

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 1に準じる。

### 2. 避難指示等の基準

「十和田」における噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令基準については、『「十和田」火山防災協議会』での設定を踏まえて掲載するものとする。

### 3. 避難指示等の伝達

噴火警報等の発表及び伝達、異常現象の通報がなされ、火山噴火等により地域住民等に被害が及ぶおそれがあると判断される場合には、人命の安全を第一義とし、直ちに避難の指示を行う。

避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるなど、避難指示等判断基準等を明確化しておく。

住民を避難させるに当たっては、そのときの情勢を検討し、火山避難計画に定める噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難指示等の発令基準により行い、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、積極的な避難行動の喚起に努める。

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して早めの段階で高齢者等避難を伝達するなど、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難指示等を行うほか、住民に対しては、避難準備及び自主的な避難を呼びかける。

また、避難指示等の対象地域及び判断時期、避難指示等解除などに関して、国及び県に必要な助言を求めるものとする。

#### (1) 周知徹底の方法、内容

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 2（1）に準じる。

#### (2) 関係機関相互の通知及び連絡

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 2（2）に準じる。

### 4. 避難方法

避難指示等を発令したときの誘導等は、次のとおりとする。

#### (1) 原則的な避難形態

ア. 避難指示等が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は町内（会）などの単位とする。

イ. 避難指示等を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

#### (2) 避難誘導及び移送

ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、避難行動要支援者の優先及び携行

品の制限等に留意し、実施する。

発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

- イ. 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。
- ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を示したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。
- エ. 避難者の移送は、原則としてバス等による大量移送とする。なお、県は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。

## 5. 指定緊急避難場所の開放

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 5に準じる。

## 6. 指定避難所の開設

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 6に準じる。

## 7. 学校、社会福祉施設等における避難対策

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 7に準じる。

## 8. 警戒区域の設定等

生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは、次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命じる。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

町、県は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに応じた通行規制の実施や、規制箇所の設置などを、各機関の役割分担により行う。また、噴火警報が発表された場合には、警報の区分に応じた居住地域からの避難などを検討し、必要な範囲に対して実施する。

- ア. 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- イ. 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- ウ. 区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- エ. 区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の表示板、ロープ等で明示する。
- オ. 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

**9. 孤立地区対策**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 9に準じる。

**10. 帰宅困難者対策**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 10に準じる。

**11. 広域避難者対策**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 11に準じる。

**12. 訪日外国人旅行者対策**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 12に準じる。

**13. 応援協力関係**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 13に準じる。

**14. その他**

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第8節 14に準じる。

## 第9節 消防

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第9節に準じる。

## 第10節 救出

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第11節に準じる。

## 第11節 食料供給

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第12節に準じる。

## 第12節 給水

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第13節に準じる。

## 第13節 応急住宅供給

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第14節に準じる。

## 第14節 遺体の搜索、処理、埋火葬

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第15節に準じる。

## 第15節 障害物除去

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第16節に準じる。

## 第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第17節に準じる。

## 第17節 医療、助産及び保健

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第18節に準じる。

## 第18節 被災動物対策

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第19節に準じる。

## 第19節 輸送対策

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第20節に準じる。

## 第20節 労務供給

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第21節に準じる。

## 第21節 防災ボランティア受入・支援対策

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第22節に準じる。

## 第22節 防疫

地震災害対策編 第4章—災害応急対策計画 第23節に準じる。

### **第 2 3 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 4 節に準じる。

### **第 2 4 節 文教対策**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 6 節に準じる。

### **第 2 5 節 警備対策**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 7 節に準じる。

### **第 2 6 節 交通対策**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 8 節に準じる。

### **第 2 7 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策**

地震災害対策編 第 4 章—災害応急対策計画 第 2 9 節に準じる。

---

## 第5章 災害復旧対策計画

---

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講じるべき措置は次のとおりとする。

### 第1節 公共施設災害復旧

地震災害対策編 第5章—災害復旧対策計画 第1節に準じる。

### 第2節 民生安定のための金融対策

地震災害対策編 第5章—災害復旧対策計画 第2節に準じる。

### 第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

地震災害対策編 第5章—災害復旧対策計画 第3節に準じる。

---

## 第6章 継続災害への対応方針

---

火山噴火等が長期化する場合、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成するとともに、以下の措置を講じる。

### 第1節 避難及び安全確保対策

火山噴火等が長期化した場合、火山灰の堆積による土砂災害、避難の長期化等への対応が必要となる。国、県、防災関係機関等と連携し、火山活動の観測・監視体制を強化し、情報伝達体制を整備することで、警戒避難体制を構築し、住民の安全を確保する。

#### 1. 土砂災害への対応

- (1) 町、県及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を県及び市町村に通知する。
- (2) 県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、町に対して、立入規制の実施や避難指示等の発令について助言する。
- (3) 町は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて県に助言を求めながら、立入規制実施や避難指示等の発令を行う。

#### 2. 避難の長期化に備えた対策

- (1) 県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、町と協力し情報を正確に避難者に伝達する。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。
- (2) 町は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、正確に避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

#### 3. 安全確保のための防災事業

- (1) 町、国（国土交通省等）及び県は、火山噴火等により、土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には、住民等の一時的避難施設の建設に努めるものとする。
- (2) 町及び県は、火山噴火等が長期化、反復するおそれがある場合には、安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるものとする。
- (3) 町、国（内閣府、国土交通省）及び県は、復興計画に基づき、必要な場合には、土地の嵩上げ等による宅地の安全対策、道路の迂回・高架化等、発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

## 第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応

火山活動は小康状態となった後も再び活発化する恐れがあり、二次災害の危険があることから、避難指示等の解除にあたっては慎重を期するとともに、住民の生活再建に資するよう、火山活動の状況に留意し、警戒区域への一時立入等を行う。

### 1. 避難指示等の解除について

- (1) 町は、避難指示等の解除を判断・決定するにあたり、火山防災協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難指示等解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難指示等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに、住民等を対象とした説明会等を開催する。
- (2) 県は、町と避難指示等の解除に向けて協議・調整を行う。また、町が行う避難指示等の解除についての住民等への周知活動を支援する。
- (3) 気象庁、火山専門家、地方整備局等は、火山の活動状況等から、避難指示等の解除について助言を行う。
- (4) 町、県、警察等は、避難指示等の解除に先立ち、避難指示等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難指示等の解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

### 2. 規制範囲の縮小又は解除

- (1) 町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し住民等に周知する。
- (2) 県は、町が行う規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行うとともに、住民等への周知活動を支援する。
- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、町及び県に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小については、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、町及び県等はその活動を支援する。
- (4) 警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

### 3. 一時立入

- (1) 町は、火山活動が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入を実施する。一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。
- (2) 県は、町の一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

- (3) 気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、町及び県に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。
- (4) 警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、町が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

### 第3節 被災者の生活支援対策

火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても国、県等の協力のもと、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。また、風評被害への対処を行う。

#### 1. 生活支援対策

本編 第5章一災害復旧対策計画 第3節参照。

#### 2. 風評被害対策

火山防災協議会の構成機関は、協議会として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。町及び県は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光PR活動を行うなど、地域の風評被害を軽減するよう努める。



七戸町地域防災計画  
[火山災害対策編]

---

発行日 令和4年7月  
発行 青森県 七戸町

〒039-2792  
青森県上北郡七戸町字森ノ上 131-4  
TEL: 0176-68-2111  
FAX: 0176-68-2804

企画・編集 七戸町 総務課

---